

## 議案第 12 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の  
一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年  
小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を改正する告示を別紙の  
とおり提出する。

平成 30 年 9 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

### 提案理由

学校運営支援室の円滑な運用を図るため、学校運営支援室  
長を補佐する職として事務主任が配置されたことに伴い、小  
城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正す  
る必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

## 小城市教育委員会告示第 号

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱の一部を改正する告示

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 項を加える。

- 6 学校運営支援室に学校運営支援副室長（以下「副室長」という。）を置くことができる。
- 7 連携校に事務主任がいる学校運営支援室は、当該事務主任をもって副室長に充てる。
- 8 副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代理する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱新旧対照表

現 行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第2条 学校運営支援室の名称、学校運営支援室の中心となる小・中学校（以下「中心校」という。）及び中心校と連携し業務を行う小・中学校（以下「連携校」という。）は、教育委員会で別に定める。</p> <p>2 学校運営支援室の職員は、学校運営支援室を構成する小・中学校の事務職員（以下「事務職員」という。）をもって充てる。</p> <p>3 学校運営支援室に、業務の総括者として学校運営支援室長（以下「室長」という。）を置く。</p> <p>4 中心校に事務長がいる学校運営支援室は、当該事務長を小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が室長に任命する。(以下「事務長である室長」という。)</p> <p>5 前項以外の学校運営支援室の室長(以下「事務長でない室長」という。)は、事務職員の中から教育委員会が任命する。</p> <hr/> <p>第3条～第7条 略</p> <hr/> <hr/>	<p>(組織)</p> <p>第2条 学校運営支援室の名称、学校運営支援室の中心となる小・中学校（以下「中心校」という。）及び中心校と連携し業務を行う小・中学校（以下「連携校」という。）は、教育委員会で別に定める。</p> <p>2 学校運営支援室の職員は、学校運営支援室を構成する小・中学校の事務職員（以下「事務職員」という。）をもって充てる。</p> <p>3 学校運営支援室に、業務の総括者として学校運営支援室長（以下「室長」という。）を置く。</p> <p>4 中心校に事務長がいる学校運営支援室は、当該事務長を小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が室長に任命する。(以下「事務長である室長」という。)</p> <p>5 前項以外の学校運営支援室の室長(以下「事務長でない室長」という。)は、事務職員の中から教育委員会が任命する。</p> <p>6 <u>学校運営支援室に学校運営支援副室長（以下「副室長」という。）を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>副室長は室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第8条 この告示に定めるもののほか、共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>